

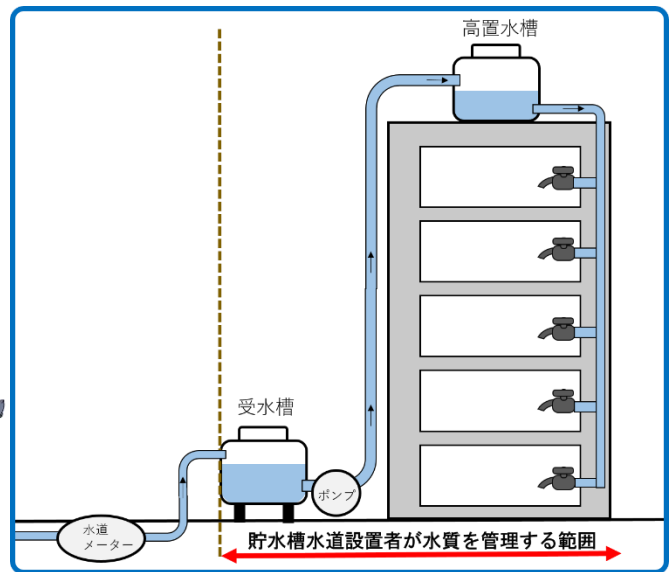
貯水槽水道の衛生管理

〔簡易専用水道・小規模貯水槽水道〕

●貯水槽水道とは

マンションやビルなどは、高いところへ水道水を送るため、いったん受水槽や高置水槽に貯めた水道水を各家庭等に給水しており、こうした設備を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道は、水道法などにより受水槽以降の水質管理を設置者が行うこととなっています。



●貯水槽水道の分類

貯水槽水道

貯水槽水道は、受水槽の有効容量によって2種類に分類されます。

簡易専用水道

受水槽の有効容量の合計が「10 m³を超える」もの

(専用水道に該当するものを除く)

※水道法で適切な管理が義務づけられます。

小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量の合計が「10 m³以下」のもの

※水道法の適用は受けませんが、「徳島市小規模貯水槽水道衛生対策要領」に基づき簡易専用水道に準じた管理に努めて下さい。

- ・有効容量は、受水槽のボールタップ・電極などにより設定された適正に利用できる容量であり、総容量とは異なります。
- ・受水槽の有効容量の合計とは、給水管等で接続されている複数の受水槽の有効容量の合計のことです（高置水槽の容量は有効容量に含めません）。
- ・まったく飲み水として利用しない場合（工業用水、消防用水など）／地下水をくみ上げて受水槽に貯めて使用する場合は、貯水槽水道に該当しません。
- ・有効容量が100 m³を超える受水槽は、専用水道として別の規制を受ける場合があります。

トピックス

～災害時における貯水槽水道の活用について～

貯水槽水道は、本来の役割に加えて、災害時など緊急に水を供給する場合に大きな役割を果たします。

- ◆貯水槽水道を使用する際は、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の蛇口から採水しましょう。貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、飲用に利用できなくなります。
- ◆使用前には、色・におい・味・にごりを調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。
- ◆高置水槽の水は停電時でも活用できます。施設の屋上など高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、施設内の水栓が開いたままになっていると水槽内の水がすぐに無くなってしまいます。特に、洗濯機に接続しているホース等が外れて漏水していないことを確認してください。



●必要な衛生管理

1. 法定検査の受検 (水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条)

毎年1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査(有料)を受ける必要があります。

《主な検査内容》

- ・水槽などの外観検査：水槽の点検やその周辺の清掃状態の検査
- ・書類検査：設備などの関係図面・水槽の清掃記録・その他管理記録の検査
- ・水質のチェック：給水栓における臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素の検査

2. 水槽の清掃 (水道法第34条の2第1項、水道法施行規則第55条)

毎年1回以上、受水槽・高置水槽の清掃を定期的に行ってください。

水槽の掃除を設置者が自ら行わない場合は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、徳島県知事に登録している建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼して実施しましょう。

3. 水質検査 (水道法第34条の2第1項、水道法施行規則第55条)

・水の状態を観察

水の安全を確認するため、透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色、にごり、におい、味を日常的にチェックしましょう。

・残留塩素の測定

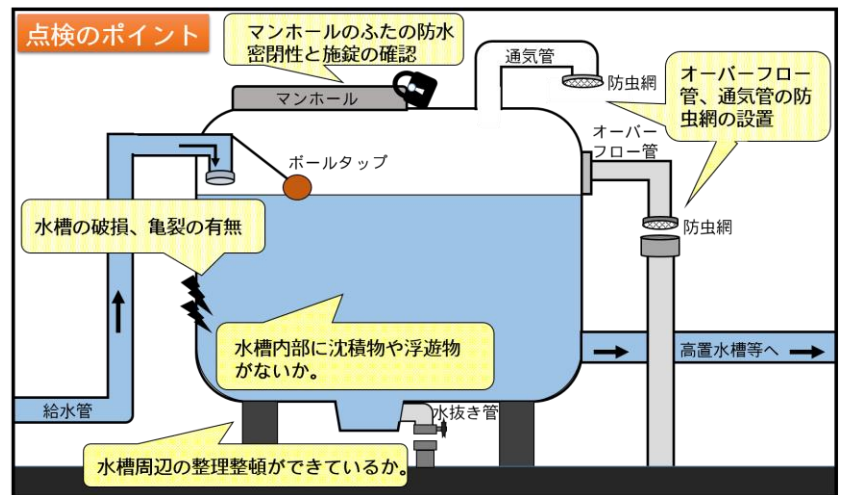
専用の測定器により残留塩素の測定を行いましょう。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている場合があります。

4. 施設の点検・整備 (水道法第34条の2第1項、水道法施行規則第55条)

有害物や汚水などによって水が汚染されるのを防止するため、施設の点検を定期的に行いましょう。地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検し、安全を確認して下さい。

5. 書類の整理・保存

施設の配置・給水系統などの図面、受水槽・高置水槽の清掃記録及び定期検査に関する帳簿書類は、日頃より整理保存しておいて下さい。



! 水質に異常がある場合

水質異常や汚染事故が発生し、給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知して下さい。

また、市に連絡し、その指示に従って下さい。

QRコードはこちら



貯水槽水道の衛生確保について

問 い 合 わ せ 先

(貯水槽水道の管理について) 徳島市環境保全課 ☎088(621)5213

(貯水槽水道の設置状況について) 徳島市上下水道局お客さまセンター給水装置係 ☎088(623)3991



[点検記録の例]

貯水槽水道・管理点検票 (年 月分)

●水質確認 (給水栓で確認) (※日常行う管理)

上段: 色、濁り、臭い、味に異常がないか (異常なし=○、異常あり=×)

下段: 残留塩素濃度を記入

異常を発見した場合は、関係者に連絡、安全を確認しましょう。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	

●水槽 (受水槽・高置水槽) の点検 (※日常行う管理)

点検結果 (異常なし=○、異常あり=×)

点 検 項 目	点 検 日	点 検 結 果
周辺は清潔か	日	
水槽がヒビ割れてないか		
マンホールは鍵がかかっているか		
オーバーフロー管の防虫網に異常はないか		
通気管の防虫網に異常はないか		
水槽内に汚水が混入していないか		
水槽内に異物はないか		

●水槽 (受水槽・高置水槽) の掃除 (毎年1回以上)

清掃該当月に記入してください。(貯水槽清掃業者の清掃記録も保管してください)

清掃業者名		清 掃 日	日
気付いたこと			

●定期的な検査 (毎年1回以上)

検査該当月に記入してください。(登録検査機関の検査結果も保管してください)

登録検査機関名		検 査 日	日
気付いたこと			
衛生上の問題点			

※衛生上問題があると登録検査機関から指摘された場合は、徳島市へ報告するようにしてください。

●その他 (故障、断水、工事などあれば記入)